

① 医療券をお持ちの

ぜん息 患者のみなさまへ

平成30年4月1日から、
一部

自己負担が生じます。

- 一部自己負担が生じるのは、
生年月日が平成9年4月1日以前の方です。
- 平成30年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、**月額6千円まで**が、患者さんのご負担となります。
- 病院や薬局など複数の医療機関等を利用した場合は、同じ月に支払った自己負担額を全て合算し、6千円を超える部分を助成します。

【例】



有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり、医療費の助成が受けられなくなります。**18歳以上の方の新規申請の受付は行っておりませんのでご注意ください。**

◇お問合せ◇

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課
TEL 03-5320-4492
(受付時間：月曜から金曜日 午前9時から午後5時
※ただし、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。)

詳しい情報は、
ホームページで
御案内しています。

大気汚染医療費助成制度

検索



※ PC サイト